

学校教育法等の改正について

平成 27 年 6 月 24 日に学校教育法等の一部を改正する法律が公布されました（施行期日：平成 28 年 4 月 1 日）。この改正により、**小中一貫教育**を行う新たな学校の種類が制度化されました。ここでは、改正されたものの中から、オープンセサミシリーズ参考書で主に取り上げられている条文、及び本試験問題で頻出の条文のみを抜粋しました。

● 学校教育法 新旧比較 ●

（※ 平成 27 年 6 月 24 日公布 下線部は、主な変更箇所）

改正後	改正前
第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。 第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣 二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県教育委員会 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事 ②～⑤ （略）	第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。 第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣 二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県教育委員会 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事 ②～⑤ （略）

改正後	改正前
第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、<u>義務教育学校</u>、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。 第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、<u>義務教育学校の前期課程</u>又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校<u>の課程</u>、<u>義務教育学校の前期課程</u>又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において<u>これらの課程</u>を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。 ② 保護者は、子が小学校<u>の課程</u>、<u>義務教育学校の前期課程</u>又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、<u>義務教育学校の後期課程</u>、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。 ③ （略） 第三十八条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。<u>ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもつてこれに代えることができる。</u> <u>第四十九条の二 義務教育学校は、心身の発達に</u> <u>応じて、義務教育として行われる普通教育を基</u> <u>礎的なものから一貫して施すことを目的とす</u> <u>る。</u>	第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。 第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において<u>当該課程</u>を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。 ② 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。 ③ （略） 第三十八条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。 （新設）

改正後	改正前
<u>第四十九条の三 義務教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</u>	(新設)
<u>第四十九条の四 義務教育学校の修業年限は、九年とする。</u>	(新設)
<u>第四十九条の五 義務教育学校の課程は、これを前期六年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。</u>	(新設)
<u>第四十九条の六 義務教育学校の前期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</u>	(新設)
<u>② 義務教育学校の後期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、前期課程における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</u>	
<u>第四十九条の七 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。</u>	(新設)
<u>第四十九条の八 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条から第三十七条まで及び第四十二条から第四十四条までの規定は、義務教育学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十九条の三」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十九条の三」と読み替えるものとする。</u>	(新設)

改正後	改正前
第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。 第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。 ② 小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。 一～六 （略） ③ （略） 附 則 第七条 小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>及び中等教育学校には、第三十七条（第四十九条<u>及び第四十九条の八</u>において準用する場合を含む。）及び第六十九条の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭を置かないことができる。	第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。 第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。 ② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。 一～六 （略） ③ （略） 附 則 第七条 小学校、中学校及び中等教育学校には、第三十七条（第四十九条において準用する場合を含む。）及び第六十九条の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭を置かないことができる。

● 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 新旧比較 ●

(※ 平成 27 年 6 月 24 日公布 下線部は、主な変更箇所)

改正後

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

2・3 （略）

(学級編制の標準)

第三条 （略）

2 各都道府県ごとの、公立の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)又は中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県教育委員会が定める。ただし、都道府県教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校 (<u>義務教育学校の前期課程を含む。</u>)	(略)	(略)
中学校 (<u>義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。</u>)	(略)	(略)

3 （略）

改正前

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

2・3 （略）

(学級編制の標準)

第三条 （略）

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県教育委員会が定める。ただし、都道府県教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	(略)	(略)
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	(略)	(略)

3 （略）

● 教育職員免許法 新旧比較 ●

(※ 平成 27 年 6 月 24 日公布 下線部は、主な変更箇所)

改正後	改正前
(定義) 第二条 この法律において「教育職員」とは、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(第三項において「第一条学校」という。))並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)をいう。以下同じ。) の主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。)、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師(以下「教員」という。)をいう。 2～5 (略) (免許) 第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。 2・3 (略) <u>4 義務教育学校の教員(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。)</u>については、<u>第一項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。</u> <u>5 中等教育学校の教員(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。)</u>については、<u>第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。</u>	(定義) 第二条 この法律において「教育職員」とは、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(第三項において「第一条学校」という。))並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)をいう。以下同じ。) の主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。)、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師(以下「教員」という。)をいう。 2～5 (略) (免許) 第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。 2・3 (略) (新設) <u>4 中等教育学校の教員(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。)</u>については、<u>第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。</u>

改正後	改正前
6 幼保連携型認定こども園の教員の免許については、第一項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところによる。 (種類) 第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。 2 普通免許状は、学校（<u>義務教育学校</u>、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状）に区分する。 3 特別免許状は、学校（幼稚園、<u>義務教育学校</u>、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。 4 臨時免許状は、学校（<u>義務教育学校</u>、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。 5・6 (略)	5 幼保連携型認定こども園の教員の免許については、第一項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところによる。 (種類) 第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。 2 普通免許状は、学校（中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状）に区分する。 3 特別免許状は、学校（幼稚園、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。 4 臨時免許状は、学校（中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。 5・6 (略)

● 教育公務員特例法 新旧比較 ●

(※ 平成 27 年 6 月 24 日公布 下線部は、主な変更箇所)

改正後	改正前
(条件附任用) 第十二条 公立の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第二十二條第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。 2 (略)	(条件附任用) 第十二条 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第二十二條第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。 2 (略)

● 学校給食法 新旧比較 ●

(※ 平成 27 年 6 月 24 日公布 下線部は、主な変更箇所)

改正後	改正前
(定義) 第三条 (略) 2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。	(定義) 第三条 (略) 2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

● いじめ防止対策推進法 新旧比較 ●

(※ 平成 27 年 6 月 24 日公布 下線部は、主な変更箇所)

改正後	改正前
(定義) 第二条 (略) 2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。 3・4 (略)	(定義) 第二条 (略) 2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。 3・4 (略)

● 学校図書館法 新旧比較 ●

(※ 平成 27 年 6 月 24 日公布 下線部は、主な変更箇所)

改正後	改正前
(定義) 第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(<u>義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。</u>)、中学校(<u>義務教育学校の後期課程、</u>中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校のエ育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。	(定義) 第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校のエ育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

● 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 新旧比較 ●

(※ 平成 27 年 6 月 24 日公布 下線部は、主な変更箇所)

改正後	改正前
(定義) 第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。 2・3 (略) (教科用図書の採択) 第十三条 (略) 2・3 (略) 4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会(次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。)を設けなければならない。 5・6 (略)	(定義) 第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。 2・3 (略) (教科用図書の採択) 第十三条 (略) 2・3 (略) 4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校<u>及び中学校</u>において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会(次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。)を設けなければならない。 5・6 (略)

平成 27 年 7 月 9 日 東京アカデミー編集出版部門